

上越地域消防局 消防力整備方針

令和6年10月
上越地域消防局

はじめに

1 方針策定の趣旨

当消防局ではこれまで、5年ごとに「消防整備計画」を策定して消防行政運営に当たってきました。この間、度重なる震災をはじめ、従来の想定を上回る大規模な災害が発生し、そのたびに消防力を強化して、災害対応力を向上させてきました。

一方で、今後もM8クラスの地震の発生が予想されるほか、南海トラフ地震や首都直下地震の緊迫性が指摘されるとともに、自然災害の頻発化、激甚化、広域化や各種災害の大規模化、多様化の傾向が指摘されています。

このような時代において、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会を実現するためには、従来にも増して、長期的な視点に立って消防力を整備し、持てる能力を余すところなく発揮できるよう消防行政を推進していく必要があると考えています。

このような観点から、当消防局が将来にわたり適切な消防力を効果的に整備するための基本的な方針として、消防力整備方針を策定することとしました。

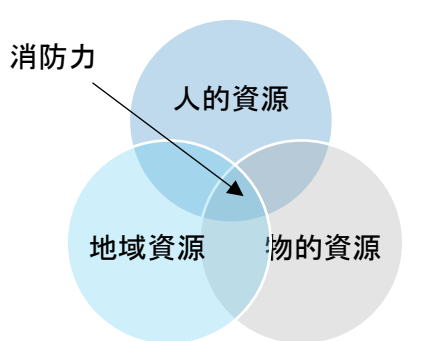
2 方針の位置付け

本方針は、当消防局が目指す将来像を示し、消防力整備に当たって最上位の方針として策定するものであり、消防行政サービスの更なる向上を図るための基本的な指針です。

3 方針の構成

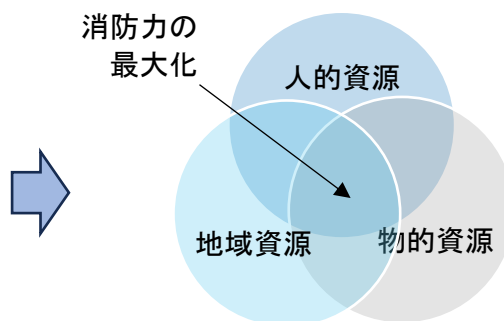
本方針では、消防力整備に当たっての「基本理念」「目指す組織像」「目指す職員像」等を明確にした上で、当消防局における消防力の考え方に基つき、消防力を構成する「人的資源」及び「物的資源」の整備方針、さらに消防力の整備に当たり連携・協力が必要となる「地域資源」との関わり方に関する方針について定めています。

【当消防局における消防力の考え方】



消防力 = 円の大きさ × 円の重なり

円の大きさ：各要素の質・量
円の重なり：各要素の関係性



各要素について、質・量を充実（円自体を大きく）するとともに、関係性を強化（円の重なりを多く）することで消防力を最大化できる。

4 方針の対象期間

本方針は、消防力整備に当たっての最上位の方針として、消防の目的を果たすために必要な普遍的事項を掲げるものであることから対象期間は特に設けず、適時に経済・社会情勢の分析を行い、必要に応じて見直していくこととします。

上越地域消防局消防力整備方針

(目的)

第1条 この方針は、上越地域消防局（以下「当消防局」という。）が、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する消防の任務を確実に果たし、消防法（昭和23年法律第186号）第1条に規定する消防の目的を達成し続けるため、当消防局における消防力整備について、基本的な方針を示すものとする。

(用語の意義)

第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防力 消防の任務を確実に果たすために、又は消防の目的を達成し続けるために必要な人的資源、物的資源及び地域資源をいう。
- (2) 人的資源 現在及び将来において当消防局に所属する消防吏員その他の消防職員（以下「職員」という。）をいう。
- (3) 物的資源 消防力の整備指針（平成12年1月20日付け消防庁告示第1号）第2章に掲げられた消防署所、消防車両、通信指令施設その他の消防施設（当消防局が保有又は整備するものに限る。）をいう。
- (4) 地域資源 当消防局が消防力を整備する上で協力・連携すべき地域住民、構成市、消防団、外郭団体、住民団体、産業団体、防災関係機関その他の人、団体又は機関をいう。

(基本理念)

第3条 当消防局は、消防力の適正配置と高度化を推進し、その消防力を的確に運用して、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の構築に寄与する。

(目指す組織像)

第4条 当消防局は、前条の基本理念を実現するため、持てる消防力を最大化して、質の高い消防行政サービスをスピーディーに提供する組織を目指すものとする。

(目指す職員像)

第5条 当消防局に所属するすべての職員は、前条に掲げる組織を構成する者として、次の各号に掲げる資質を備えるよう不断に努めるものとする。

- (1) 全体の奉仕者としての高い倫理観及び消防職員としての強い使命感
- (2) 確かな消防技術と専門知識に裏付けられた柔軟な対応力
- (3) 消防に関する深い知見に基づき行政ニーズを的確に捉え、地域住民の期待に寄り添うことのできる感性

(人的資源の整備方針)

第6条 当消防局は、職員が前条の実現に向けて取り組もうとする場合は、組織として取り得るあらゆる方策を講じて、その取組を全力で支持する。

2 当消防局は、前項に掲げる場合のほか、職員の定数に関する条例（昭和47年上越地域消防事務組合条例第4号）の規定に基づく適正な人員管理の下、ワークライフバランスに配慮した勤務体系と安全衛生体制を確立し、すべての職員が働きやすく、持てる能力を最大限に

発揮できる勤務環境を整備して、組織全体の成長力を高めるものとする。

(物的資源の整備方針)

第7条 当消防局は、大規模な物的資源の整備をしようとする場合は、その時々々の経済・社会情勢を分析した上で、中・長期的な視点から消防需要を的確に予測し、消防力が適切な規模かつ適正な配置となるよう配慮するものとする。

2 当消防局は、前項に掲げる場合において、その整備する物的資源が職員の勤務環境に影響を及ぼすものであるときは、前条第2項の方針に留意してその実現に努めるものとする。

(地域資源との関わり方に関する方針)

第8条 当消防局は、消防行政の推進に当たって、行政に対する地域住民の理解と協力が必要不可欠なものであることを認識し、地域資源と緊密に連携して地域全体の災害に対する適応力を高めるよう配慮するものとする。

(委任)

第9条 この方針の実現に必要な事項は別途計画する。

附 則

この方針は、令和6年10月15日から実施する。

【参考】

■ 消防組織法（昭和22年法律第226号）

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

■ 消防法（昭和23年法律第186号）

（消防の目的）

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

上越地域消防局 消防力整備方針

編集 上越地域消防局 総務課

〒943-0171 新潟県上越市大字藤野新田 330 番地 1

TEL 025-545-0227 FAX 025-545-0231

URL <https://www.joetsuarea-firedept.jp/>